

# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)
<b>北海道開発局独自</b>	<b>北海道開発局独自</b>
<p>第1編 共通編</p> <p>1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境省ホームページに掲載されている「環境物品等の調達に関する基本方針」に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。 (<a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html</a>) 設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>1-1-2-8 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について</p> <p>1. 受注者は、当該工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境省ホームページに掲載されている「環境物品等の調達に関する基本方針」に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。 (<a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html</a>) 設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。 <b>震災の影響によりやむを得ず類似品を使用した場合は、【別紙】記入例に基づきそれらを区分して記載すること。</b></p>
	<p><b>【別紙】記入例</b></p>
<p>1-1-2-28 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</p> <p>8. 建設副産物の一時保管については、次のとおりである。</p> <p>(1) 一時保管の看板（建設発生土）</p> <p>(2) 一時保管の看板（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、抜根物、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に工事受注者が一時保管する場合）</p>	<p>1-1-2-28 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</p> <p>8. 建設副産物の一時保管については、次のとおりである。</p> <p>(1) 一時保管の看板（建設発生土）</p> <p>(2) 一時保管の看板（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、抜根物、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に工事受注者が一時保管する場合）</p> <p>(3) 再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画の現場掲示 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>
	<p>1-1-2-33 1日未満で完了する作業の積算について</p> <p>1. 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。</p> <p>3. 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4. 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工積算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>6. 1日未満積算基準「3. 判定方法 (3) 判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、総則58「施工箇所が点在する工事の積算方法の適用工事」の箇所とする。</p>

# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)
<b>北海道開発局独自</b>	<b>北海道開発局独自</b>
	<p>1-1-2-34 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>熱中症対策に資する現場管理費の補正は、主たる工種が屋外作業となる工事が対象である。</li> <li>受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の希望がある場合、工事着手前に発注者に対して熱中症対策に資する気温計測に取り組みの協議を行い、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について協議が整った場合に組みを行うことができる。</li> <li>真夏日とは、日最高気温が30度以上または、暑さ指数(WBGT)25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上または、暑さ指数(WBGT)25度以上の場合とする。</li> <li>工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</li> <li>真夏日率とは、以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期</li> <li>計測方法 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表とする1地点で気象庁の気温観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</li> <li>積算方法等 受注者より提出された計測結果の資料をもとに真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。 なお、補正は変更契約において行うものとする。 補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※ 補正係数: 1.2</li> <li>現場管理費 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値) なお、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。</li> </ol> </li> <li>熱中症対策に資する現場管理費の補正の確認方法は、次によるものとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の計画書を作成し発注者へ提出する。</li> <li>受注者は、計測結果を定期的に発注者へ報告する。</li> <li>報告の様式及び時期は、受注者と発注者と協議して定める。</li> </ol> </li> <li>熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</li> <li>熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者又は第三者によるアンケート調査が行われる場合には受注者は協力するものとする。</li> </ol>
	<p>1-1-2-35 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事(試行)について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建設業における労務費改善に関する取り組みを促進するため、施工計画書の提出までに「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表(経常建設共同企業体(経常JV)の場合は全ての構成員について、特定建設工事共同企業体(特定JV)の場合は代表者が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表していれば条件を満足するものとする。)のうえ、下請企業との見積書及び注文書へ、労務費(労務資金)を内訳明示する取り組みを希望し実施した企業に対して、工事成績評価において加点評価を行うモデル工事を試行するものである。なお、労務費(労務資金)の内訳明示にあたっては「工種別」「総額」のいずれの記載でもよいこととし、見積書の別紙として明示されているものでもよいこととする。</li> <li>本試行においては、発注者は受注者が試行工事を希望した場合、工事完成検査時等において、施工計画書の提出までに「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表のうえ、受注者と下請企業間の見積書及び注文書に労務費(労務資金)を内訳明示しているか確認するものとし、受注者は、発注者から提示の求めがあった場合は、速やかに提示するものとする。</li> <li>本試行においては、見積書及び注文書の確認は抜き取りで実施することとする。</li> <li>本試行においては、工事完成検査時等に一次下請(施工体制台帳に記載された業者)との契約のうち、数者を抜き取りで確認するものとし、施工計画書の提出までに「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表のうえ、労務費(労務資金)が内訳明示されている場合には、工事成績評価において以下のとおり加点する。・主任技術評価官における「審査項目別運用表 別紙-1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫【その他】」において、2点を加点する。</li> </ol>
	<p>1-1-2-36 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症において、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、設計変更において計上することがあるので、受注後すみやかに監督職員と協議を行うこと。なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について(令和2年5月25日付事務連絡) <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf</a></li> <li>建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版)) <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf</a></li> </ol> </li> <li>協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</li> <li>最終積算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。</li> <li>受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</li> <li>受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</li> </ul> </li> </ol>

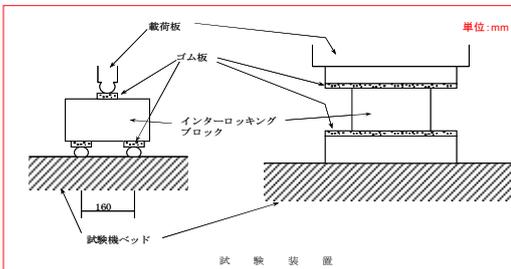
# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)
<b>北海道開発局独自</b>	<b>北海道開発局独自</b>
	<p>1-1-2-37 現場環境改善(快適トイレの試行)について</p> <p>1. 内容            受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。  <b>【快適トイレに求める機能】</b>            (1) 洋式(洋風)便器            (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)            (3) 臭い逆流防止機能            (4) 容易に開かない施錠機能            (5) 照明設備            (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)  <b>【付属品として備えるもの】</b>            (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示            (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫            (9) サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)            (10) 鏡と手洗器            (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品  <b>【推奨する仕様、付属品】</b>            (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)            (13) 擬音装置(機能を含む)            (14) 着替え台            (15) 臭気対策機能の多重化            (16) 室内温度の調整が可能な設備            (17) 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等)</p> <p>2. 快適トイレに要する費用            快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。            受注者は、「1. 内容」を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。<b>【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</b>            ※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。</p> <p>3. その他            快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、対象外とする。</p>
	<p>1-1-2-38 北海道インフラゼロカーボン試行工事について</p> <p>1. 試行の実施について            受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行を行うこととする。</p> <p>2. 試行の内容について            工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案し実施することができる。本取組を実施する場合は、施工計画書に「北海道インフラゼロカーボン」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、CO2排出(吸収)量等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。</p> <p>3. 工事成績評定について            施工計画書で位置づけられた「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。</p> <p>4. 試行の費用について            本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p>
	<p>1-1-2-39 直轄工事における特車通行許可について</p> <p>1. 通行許可等</p> <p>1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2) 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>

# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)																																																																															
北海道開発局独自	北海道開発局独自																																																																															
<p>第3編 土木工事共通編 3-2-3-34 構造物打ち継ぎ目防水工 (スプレー防水)</p> <p>2. 品質・規格</p> <p>(1) 防水塗膜の厚さは、<math>t=5\text{mm}</math>とし、設計吹付け厚さ以上を確保するものとする。</p> <p>(2) 塗膜は、プライマー、ウレタン防水塗膜、仕上げ用塗料 (保護膜) の3層構成とする。</p> <p>(3) 防水塗膜の幅は、全幅500mm (伸縮部100mm、接着部片側200mm) を標準とする。</p> <p>(4) プライマーの材質はウレタン樹脂、仕上げ用塗料はウレタン系とする。</p> <p>(5) 品質証明書は、公的機関で実施した物性試験結果とし、施工前に監督職員に提出するものとする。</p> <p>(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>測定方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比重</td> <td>25/25℃</td> <td>0.95 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>shore A</td> <td>80 以下</td> <td>JIS K 7312</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm<sup>2</sup></td> <td>700 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>350 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm</td> <td>300 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>接着性</td> <td>N/cm</td> <td>40以上</td> <td>JIS K 4254に準拠</td> <td>90ピール試験 母コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 各塗膜の使用量は、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>使 用 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目地充填材</td> <td>9.5kg/10m</td> </tr> <tr> <td>防水塗膜 (防水用スプレー)</td> <td>27.5kg/10m (5.5kg/m<sup>2</sup>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>プライマー、仕上げ用塗料の標準使用量は0.3kg/m<sup>2</sup>とする。</p>	項目	単位	規格値	測定方法	備考	比重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7312		硬さ	shore A	80 以下	JIS K 7312	7	引張強さ	N/cm <sup>2</sup>	700 以上	JIS K 7312	5	伸び	%	350 以上	JIS K 7312	5	引張強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	6	接着性	N/cm	40以上	JIS K 4254に準拠	90ピール試験 母コンクリート	材 料	使 用 量	目地充填材	9.5kg/10m	防水塗膜 (防水用スプレー)	27.5kg/10m (5.5kg/m <sup>2</sup> )	<p>第3編 土木工事共通編 3-2-3-34 構造物打ち継ぎ目防水工 (スプレー防水)</p> <p>2. 品質・規格</p> <p>(1) 防水塗膜の厚さは、<math>t=5\text{mm}</math>とし、設計吹付け厚さ以上を確保するものとする。</p> <p>(2) 塗膜は、プライマー、<b>ポリウレタン樹脂またはポリウレタ樹脂系防水塗膜</b>、仕上げ用塗料 (保護膜) の3層構成とする。</p> <p>(3) 防水塗膜の幅は、全幅500mm (伸縮部100mm、接着部片側200mm) を標準とする。</p> <p>(4) プライマーの材質は<b>ポリウレタン樹脂またはエポキシ樹脂、トップコート</b>はウレタン系とする。</p> <p>(5) 品質証明書は、公的機関で実施した物性試験結果とし、施工前に監督職員に提出するものとする。</p> <p>(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>測定方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm<sup>2</sup></td> <td>700 以上 (71.3kg f)</td> <td>JIS K 7312-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>350 以上</td> <td>JIS K 7312-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm</td> <td>300 以上</td> <td>JIS K 7312-6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一体性 (付着強さ)</td> <td>N/m<sup>2</sup></td> <td>0.40 以上</td> <td>JIS K 6256-2 (ピール試験)</td> <td>いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.70 以上</td> <td>JIS A 6021 (建築防水基準)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 各塗膜の使用量は、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>使 用 量 (kg/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマー</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>防水塗膜</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>トップコート</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>プライマー、仕上げ用塗料の標準使用量は0.3kg/m<sup>2</sup>とする。</p>	項目	単位	規格値	測定方法	備考	引張強さ	N/cm <sup>2</sup>	700 以上 (71.3kg f)	JIS K 7312-5		伸び	%	350 以上	JIS K 7312-5		引張強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312-6		一体性 (付着強さ)	N/m <sup>2</sup>	0.40 以上	JIS K 6256-2 (ピール試験)	いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。			0.70 以上	JIS A 6021 (建築防水基準)		材 料	使 用 量 (kg/m <sup>2</sup> )	プライマー	0.2	防水塗膜	5.5	トップコート	0.2
項目	単位	規格値	測定方法	備考																																																																												
比重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7312																																																																													
硬さ	shore A	80 以下	JIS K 7312	7																																																																												
引張強さ	N/cm <sup>2</sup>	700 以上	JIS K 7312	5																																																																												
伸び	%	350 以上	JIS K 7312	5																																																																												
引張強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	6																																																																												
接着性	N/cm	40以上	JIS K 4254に準拠	90ピール試験 母コンクリート																																																																												
材 料	使 用 量																																																																															
目地充填材	9.5kg/10m																																																																															
防水塗膜 (防水用スプレー)	27.5kg/10m (5.5kg/m <sup>2</sup> )																																																																															
項目	単位	規格値	測定方法	備考																																																																												
引張強さ	N/cm <sup>2</sup>	700 以上 (71.3kg f)	JIS K 7312-5																																																																													
伸び	%	350 以上	JIS K 7312-5																																																																													
引張強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312-6																																																																													
一体性 (付着強さ)	N/m <sup>2</sup>	0.40 以上	JIS K 6256-2 (ピール試験)	いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。																																																																												
		0.70 以上	JIS A 6021 (建築防水基準)																																																																													
材 料	使 用 量 (kg/m <sup>2</sup> )																																																																															
プライマー	0.2																																																																															
防水塗膜	5.5																																																																															
トップコート	0.2																																																																															
<p>3-2-6-1 一般事項</p>	<p>3-2-6-1 一般事項</p> <p>13. 軟弱地盤区間の路床、路盤</p> <p>(1) 軟弱地盤区間の路床検査は、路床高の測定によって行うが、路盤の凹凸を少なくするために路床仕上げを100m程度施工した後路盤工に着手すること。</p> <p>(2) 路盤工の出来形確認は、幅及び厚さの測定で行うこととする。</p>																																																																															
<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p>	<p>3-2-6-11 グラスアスファルト舗装工 タックコート</p> <p>1) 材料 鋼床版舗装に使用するタックコートの材料は、ゴム入りアスファルト乳剤で、舗装設計施工指針に示す規格に合格するものとする。なお、製造後60日を越えたものは使用してはならない。</p> <p>2) 施工 タックコートに使用するゴム入りアスファルト乳剤の使用量は、<math>0.4\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}</math>とし、気温が5℃以上のときに施工するものとする。作業中に雨が降りだした場合には、ただちに施工を中止する。タックコートを施工する表面は乾燥した状態であって、タックコート施工前に浮き石、ゴミ、その他の有害物を除去清掃しなければならない。</p> <p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>2. 上層路盤の規定</p> <p>(4) コンクリート舗装直下の上層路盤</p> <p>1) コンクリート舗装の上層路盤材料は、40mm級以下の切込砕石又は切込砂利 (破砕率30%以上) で修正CBR80以上のものを用いることとする。ただし、試験路盤により支持力が確認できる場合は、修正CBR40以上のものを用いてよい。</p> <p>2) 路盤面の支持力試験及び合格判定</p> <p>a. 試験路盤により支持力を確認する場合の測定方法は、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) の規定によるものとする。</p> <p>b. 載荷板は、直径30cmのものを用いるものとする。</p> <p>c. 試験路盤は幅7m、延長20m程度以上の広さとする。</p> <p>d. 支持力試験は、上記cの区間で10箇所について行うものとする。支持力係数は、ほぼ同一材料の路床区間において3箇所以上の平板載荷試験による実測値にもとづき次式より求める。 設計支持力係数=各地点の支持力係数の平均値-各地点の支持力係数の標準偏差 (<math>\sigma n-1</math>)</p> <p>e. 路盤面の支持力係数合格判定値</p> <p>1) 交通量区分 N4まで…150MPa/m以上 2) 交通量区分 N5~N7…200MPa/m以上</p>																																																																															

# 出来形管理基準及び規格値(案)

<p style="text-align: center;">現行 (令和4年版)</p> <p style="text-align: center;"><b>北海道開発局独自</b></p>	<p style="text-align: center;">改定案 (令和5年版)</p> <p style="text-align: center;"><b>北海道開発局独自</b></p>																																																																																																	
<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>7. インターロックブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。 インターロックブロックの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="204 295 746 481"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">強度</td> <td>普通インターロックブロック</td> <td>1 2</td> <td>5.0MPa以上 3.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>透水性インターロックブロック</td> <td>1 2</td> <td>5.0MPa以上 3.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>4.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>普通、植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>±2.5mm以内</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>普通、透水性インターロックブロック</td> <td></td> <td>-1.0 ~ +4.0mm以内</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>普通、透水性、植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>±2.5mm以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 1: 車道、駐車場(大型車主体)および歩道の車両乗り入れ部(大型車主体) 2: 歩行者系道路、駐車場(乗用車主体)および歩道の車両乗り入れ部(乗用車主体) [注2] インターロックブロックの形状、その他により曲げ強度試験ができない場合は、コアによる圧縮強度試験を行う。規格値は、曲げ強度5.0MPa以上のものは圧縮強度32.0MPa以上、曲げ強度3.0MPa以上のものは圧縮強度17.0MPa以上とする。</p>	種類	記号	曲げ強度	透水係数	強度	普通インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上	透水性インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上	植生用インターロックブロック		4.0MPa以上	普通、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内	厚さ	普通、透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0mm以内	寸法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内	<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>7. インターロックブロックの規格は次表のとおりとし、受注者はこれを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。 インターロックブロックの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="858 295 1401 497"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>曲げ強度</th> <th>透水係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">強度</td> <td>普通インターロックブロック</td> <td>1 2</td> <td>5.0MPa以上 3.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>透水性インターロックブロック</td> <td>1 2</td> <td>5.0MPa以上 3.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>4.0MPa以上</td> </tr> <tr> <td>普通、植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>±2.5mm以内</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>普通、透水性インターロックブロック</td> <td></td> <td>-1.0 ~ +4.0mm以内</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>普通、透水性、植生用インターロックブロック</td> <td></td> <td>±2.5mm以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 1: 車道、駐車場(大型車主体)および歩道の車両乗り入れ部(大型車主体) 2: 歩行者系道路、駐車場(乗用車主体)および歩道の車両乗り入れ部(乗用車主体) [注2] インターロックブロックの形状、その他により曲げ強度試験ができない場合は、コアによる圧縮強度試験を行う。規格値は、曲げ強度5.0MPa以上のものは圧縮強度32.0MPa以上、曲げ強度3.0MPa以上のものは圧縮強度17.0MPa以上とする。</p> <p style="color: red;">曲げ強度方法は、下記に示す通りとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">載 荷 ス パ ン (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>スパン (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通及び透水性インターロックブロック</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td>厚さの2倍以上</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: center;">試験装置</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>曲げ強度の計算は、次の式による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>普通および透水性インターロックブロック</td> <td><math>\sigma = \frac{24}{bd^2} P</math></td> <td>ここに、</td> <td><math>\sigma</math>: 曲げ強度 (N/mm<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>植生用インターロックブロック</td> <td><math>\sigma = \frac{3}{bd^2} P a</math></td> <td></td> <td><math>P</math>: 最大荷重 (N)</td> </tr> </tbody> </table> <p><math>b</math>: インターロックブロックの幅 (cm) <math>d</math>: インターロックブロックの厚さ (cm) <math>a</math>: 破壊断面とこれに近い方の外側支点との距離 (cm)</p> </div> <p>9. インターロック用不織布及び防草シートの規格は、下記のとおりとする。 (1) インターロック用不織布は、下記の規格を満足するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 1254 667 1361"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>乾燥時 100N/5cm</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>1×10<sup>-2</sup> cm/sec 以上</td> </tr> <tr> <td>重 量</td> <td>60 g/m<sup>2</sup>以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、JIS L 1085及びJIS A 1218による。 (2) 路肩表面処理カ所に使用する防草シートは不織布 (t=0.5mm以上) とし、その品質規格は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1422 710 1518"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>縦</th> <th>横</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>200N/5cm以上</td> <td>100N/5cm以上</td> </tr> <tr> <td>伸び率</td> <td colspan="2">10%以上</td> </tr> <tr> <td>引裂強度</td> <td colspan="2">50N以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 試験方法は、JIS L 1908及びJIS L 1096Iによる。</p>	種類	記号	曲げ強度	透水係数	強度	普通インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上	透水性インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上	植生用インターロックブロック		4.0MPa以上	普通、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内	厚さ	普通、透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0mm以内	寸法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内	種類	スパン (mm)	普通及び透水性インターロックブロック	160	植生用インターロックブロック	厚さの2倍以上	普通および透水性インターロックブロック	$\sigma = \frac{24}{bd^2} P$	ここに、	$\sigma$ : 曲げ強度 (N/mm <sup>2</sup> )	植生用インターロックブロック	$\sigma = \frac{3}{bd^2} P a$		$P$ : 最大荷重 (N)	項目	規 格 値	引張強度	乾燥時 100N/5cm	透水係数	1×10 <sup>-2</sup> cm/sec 以上	重 量	60 g/m <sup>2</sup> 以上	項目	縦	横	引張強度	200N/5cm以上	100N/5cm以上	伸び率	10%以上		引裂強度	50N以上		<p>3-2-6-18 アスファルト舗装補修工</p> <p>12. クラック処理の施工</p> <p>(1) 受注者は、作業を開始する前にクラックの状態を調査し、監督職員に報告すること。 (2) クラックの処理方法について監督職員と打ち合わせることを。 (3) 写真管理・出来形管理について監督職員と打ち合わせることを。 (4) 使用材料の検収について監督職員と打ち合わせることを。 (5) クラック防止シートは、厚さt=1.0mm以上としその品質規格は下記のとおりとする。</p> <p style="color: red;">合成繊維不織布基材</p> <table border="1" data-bbox="858 1870 1380 1921"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>長手方向</th> <th>幅方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>60N/cm 以上</td> <td>35N/cm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">ガラス繊維メッシュ・シート基材</p> <table border="1" data-bbox="858 1948 1380 2000"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>長手方向</th> <th>幅方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強度</td> <td>100N/cm 以上</td> <td>100N/cm 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	長手方向	幅方向	引張強度	60N/cm 以上	35N/cm 以上	項目	長手方向	幅方向	引張強度	100N/cm 以上	100N/cm 以上
種類	記号	曲げ強度	透水係数																																																																																															
強度	普通インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上																																																																																															
	透水性インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上																																																																																															
	植生用インターロックブロック		4.0MPa以上																																																																																															
	普通、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内																																																																																															
厚さ	普通、透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0mm以内																																																																																															
寸法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内																																																																																															
種類	記号	曲げ強度	透水係数																																																																																															
強度	普通インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上																																																																																															
	透水性インターロックブロック	1 2	5.0MPa以上 3.0MPa以上																																																																																															
	植生用インターロックブロック		4.0MPa以上																																																																																															
	普通、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内																																																																																															
厚さ	普通、透水性インターロックブロック		-1.0 ~ +4.0mm以内																																																																																															
寸法	普通、透水性、植生用インターロックブロック		±2.5mm以内																																																																																															
種類	スパン (mm)																																																																																																	
普通及び透水性インターロックブロック	160																																																																																																	
植生用インターロックブロック	厚さの2倍以上																																																																																																	
普通および透水性インターロックブロック	$\sigma = \frac{24}{bd^2} P$	ここに、	$\sigma$ : 曲げ強度 (N/mm <sup>2</sup> )																																																																																															
植生用インターロックブロック	$\sigma = \frac{3}{bd^2} P a$		$P$ : 最大荷重 (N)																																																																																															
項目	規 格 値																																																																																																	
引張強度	乾燥時 100N/5cm																																																																																																	
透水係数	1×10 <sup>-2</sup> cm/sec 以上																																																																																																	
重 量	60 g/m <sup>2</sup> 以上																																																																																																	
項目	縦	横																																																																																																
引張強度	200N/5cm以上	100N/5cm以上																																																																																																
伸び率	10%以上																																																																																																	
引裂強度	50N以上																																																																																																	
項目	長手方向	幅方向																																																																																																
引張強度	60N/cm 以上	35N/cm 以上																																																																																																
項目	長手方向	幅方向																																																																																																
引張強度	100N/cm 以上	100N/cm 以上																																																																																																

# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)																
<b>北海道開発局独自</b>	<b>北海道開発局独自</b>																
<p>第10編 道路編</p>	<p>第10編 道路編</p> <p>第4節 支保工 10-6-4-2 材料 5. 鋼製支保工材料は、材質証明書、製作方法、製作図等を監督職員に提出するものとする。</p> <p>10-6-4-3 吹付工 6. 吹付方式は湿式を標準とし、材料使用量の自記記録装置付とする。 7. 吹付コンクリート厚さの日常管理は、測定孔、測定ピン等を設けて確認すること。 8. 吹付コンクリートに使用する急結材については、監督職員に確認して使用すること。 9. 吹付コンクリートのプルアウト（材令1日）管理基準強度は5N/mm<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>10-6-4-4 ロックボルト工 6. 受注者は、事前に使用する鋼材の規格証明書を監督職員に提出しなければならない。また、特に監督職員が指示した場合は、材料試験を行うものとする。 7. ロックボルトの材質は下記のとおりとすること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>材質及びネジ部降伏荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>SD-345、降伏荷重 120.5kN 以上</td> </tr> <tr> <td>ネジリ棒鋼</td> <td>STD-510、降伏荷重 179.3kN 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. ロックボルト及び定着材の保管管理にあたっては、錆び、油、泥等が付着しないように充分注意するものとする。 9. ロックボルトの施工は、原則として吹付コンクリートの施工後速やかに行うものとする。 10. 穿孔後の充填は、孔底まで充分に行い、ボルトを挿入した時に孔内に空隙が残らないようにしなければならない。又、ロックボルトは挿入後ずり落ちることがないように処理しなければならない。特に、作業の安全対策上、上半45°より上部については適切な落下防止金具を設置するものとする。 11. ロックボルトの施工後における状況を日々点検し、異常が認められた場合にはただちに監督職員に報告するとともにロックボルトの増し打ち等の処置を協議のうえ実施するものとする。 12. ロックボルトの定着は、モルタルによる全面接着とし、使用材料は監督職員の確認を得たものとする。なお、ロックボルト挿入孔の穿孔に伴う湧水により、モルタル充填及びボルトの定着が困難となった場合は、材料について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする場合がある。 13. ロックボルト定着材として使用するドライモルタルの配合は、下表を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>w/C</th> <th>セメント量 (%)</th> <th>添加材 (%)</th> <th>砂 (1m/m) 以下 (%)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.6 ~</td> <td>42.7</td> <td>46.8</td> <td>3.2</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>14. ロックボルト引張試験の結果、引き抜き耐力が下記に達しないものが生じた場合には、監督職員に報告し指示を受けること。 地山分類 B・CⅠ (異形棒鋼) : 96 kN 地山分類 CⅡ・DⅠ・DⅡ (ねじり棒鋼) : 143 kN</p>	名称	材質及びネジ部降伏荷重	異形棒鋼	SD-345、降伏荷重 120.5kN 以上	ネジリ棒鋼	STD-510、降伏荷重 179.3kN 以上	w/C	セメント量 (%)	添加材 (%)	砂 (1m/m) 以下 (%)	備 考	40.6 ~	42.7	46.8	3.2	50
名称	材質及びネジ部降伏荷重																
異形棒鋼	SD-345、降伏荷重 120.5kN 以上																
ネジリ棒鋼	STD-510、降伏荷重 179.3kN 以上																
w/C	セメント量 (%)	添加材 (%)	砂 (1m/m) 以下 (%)	備 考													
40.6 ~	42.7	46.8	3.2	50													
<p>第5節 覆工 10-6-5-1 一般事項 3. 受注者は、工法厚の変化箇所には設計工法を表示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合は、監督職員の指示により設置しなければならない。標示方法は、図6-1を標準とするものとする。 4. 受注者は、工法が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。 5. 工法標示板の材質は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) とし、下図を標準として取付けなければならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図6-1</p> </div>																	

# 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)																																																		
<b>北海道開発局独自</b>	<b>北海道開発局独自</b>																																																		
	<p>10-6-5-6 トンネル防水工</p> <p>3. 防水シートは、高温時及び低温時においてその物性値が変化してはならない。特に低温時における柔軟性を失わないものとする。</p> <p>4. シートは、厚さ0.8mmのEVAシートとする。品質は、JIS K 6731に規定する3種の1又は2種とする。品質試験は、JIS K 6773及び6252に規定する試験法により行うものとする。</p> <p>5. 物性試験は、公的機関で行った成果を提出すること。</p> <p>6. シート厚さの許容値は、-5%以内とする。</p> <p>7. EVAシートの物性値は、下表のとおりとし、試験時の室温は23±2℃とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <caption>[EVAシートの物性規格]</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比重</td> <td></td> <td>0.95±0.05</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>(JIS A)度</td> <td>98以下</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>20℃で18.7以上 -10℃で28.4以上</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>20℃で600以上 -10℃で500以上</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm</td> <td>49.0以上</td> <td>JIS K 6252</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐寒品性(アルカリ)質量変化率</td> <td>%</td> <td>±1以下</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐熱老化性質量変化率</td> <td>%</td> <td>±1以内</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 6773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脆化温度</td> <td>℃</td> <td>-30以下</td> <td>JIS K 7216</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 防水シートの取付方法は、内打釘式を標準とする。</p> <p>9. 吹付コンクリートとシート間の浸水性を確保するため、シートは透水緩衝材を組み合わせたものとし、吹付コンクリートに馴染み良く設置するものとする。</p> <p>10. 透水緩衝材は、厚さ3mm以上で重量は300g/m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>11. 施工に先立ち施工図を監督職員に提出するものとする。</p> <p>12. 防水シートを保護するために、ロックボルト頭部は適切な方法で処理するものとし、その処理方法は事前に監督職員に報告すること。</p> <p>13. シートは吹付コンクリートにピン等で固定させ、シート接合部及びピン固定部から漏水のないように接合させなければならない。また、防水シートの取付打釘は1m<sup>2</sup>4本以上とする。</p> <p>14. 防水シートの接合は溶着とし、溶着箇所は、コンクリート打設時にコンクリートの流れる方向に折り返すものとする。</p> <p>15. 防水シート溶着後に加圧検査試験を行うものとする。試験の頻度は、覆工コンクリート打設スパンごとに1回以上とする。</p> <p>16. 補修箇所については監督職員の指示により必要に応じて加圧検査試験を行うこと。</p> <p>17. 断熱区間の防水シート取付については上記の仕様他に吹付断熱工、板状断熱工の仕様によるものとする。</p>	項目	単位	規格値	試験方法	備考	比重		0.95±0.05	JIS K 6773		硬さ	(JIS A)度	98以下	JIS K 6773		引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	20℃で18.7以上 -10℃で28.4以上	JIS K 6773		伸び	%	20℃で600以上 -10℃で500以上	JIS K 6773		引張強さ	N/mm	49.0以上	JIS K 6252		耐寒品性(アルカリ)質量変化率	%	±1以下	JIS K 6773		耐熱老化性質量変化率	%	±1以内	JIS K 6773		柔軟性	℃	-30以下	JIS K 6773		脆化温度	℃	-30以下	JIS K 7216	
項目	単位	規格値	試験方法	備考																																															
比重		0.95±0.05	JIS K 6773																																																
硬さ	(JIS A)度	98以下	JIS K 6773																																																
引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	20℃で18.7以上 -10℃で28.4以上	JIS K 6773																																																
伸び	%	20℃で600以上 -10℃で500以上	JIS K 6773																																																
引張強さ	N/mm	49.0以上	JIS K 6252																																																
耐寒品性(アルカリ)質量変化率	%	±1以下	JIS K 6773																																																
耐熱老化性質量変化率	%	±1以内	JIS K 6773																																																
柔軟性	℃	-30以下	JIS K 6773																																																
脆化温度	℃	-30以下	JIS K 7216																																																
	<p>第7節 坑内付帯工</p> <p>10-6-7-2 材料</p> <p>・トンネル周辺湧水処理用排水材の品質規格は、使用箇所別に下記の仕様及び強度以上のものとし、事前に材料試験成績表を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>集水面</th> <th>耐圧強度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吹付けコンクリート背面整排水材</td> <td>片面</td> <td>20%歪みで490kN/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>吹付けコンクリート表面縦断排水材</td> <td>両面</td> <td>20%歪みで49kN/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>インバート下面(路床下面)横断排水材</td> <td>片面</td> <td>20%歪みで19.6kN/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	使用箇所	集水面	耐圧強度	吹付けコンクリート背面整排水材	片面	20%歪みで490kN/m <sup>2</sup>	吹付けコンクリート表面縦断排水材	両面	20%歪みで49kN/m <sup>2</sup>	インバート下面(路床下面)横断排水材	片面	20%歪みで19.6kN/m <sup>2</sup>																																						
使用箇所	集水面	耐圧強度																																																	
吹付けコンクリート背面整排水材	片面	20%歪みで490kN/m <sup>2</sup>																																																	
吹付けコンクリート表面縦断排水材	両面	20%歪みで49kN/m <sup>2</sup>																																																	
インバート下面(路床下面)横断排水材	片面	20%歪みで19.6kN/m <sup>2</sup>																																																	
	<p>10-6-7-4 裏面排水工</p> <p>3. 裏面排水工の湧水処理 地山からの湧水が認められた場合は監督職員に報告し、排水材の追加等について協議するものとする。</p>																																																		
	<p>10-6-7-6 中央排水工(高密度ポリエチレン管)</p> <p>1. 高密度ポリエチレン管は、JIS K 6922に基づくポリエチレン生成材料の押出成型によって、内外面(内面平滑断面波付)を一体として製造したものとし、種別は有孔高密度ポリエチレン管とする。</p> <p>2. 管の継ぎ手に金属を用いる場合および締め付け金具を必要とする場合は、その材質はSUS材とする。</p> <p>3. 高密度ポリエチレン管はたわみ性管であるため、埋戻し、転圧にあたっては監督職員と十分打ち合わせる。また、埋戻し転圧により目づまり、管等の変形、位置ずれ等を生じないように施工しなければならない。</p> <p>4. 施工にあたっては、埋戻材、施工機械等により管の安定度合いに影響があるため、試験施工を行い転圧回数、施工機械等を決定するものとする。試験は、3層以上の埋戻しにより転圧を行い、各転圧回数ごとの上部路床面のたわみを測定するものとする。このとき、上部路床面のたわみ量が5mm以下となる転圧回数で、かつ転圧回数を変化させてもたわみ量がほぼ一定(収束)となるときに転圧回数をもって決定する。(NEXCO試験方法102ダンデム車によるたわみ測定試験)なお、この試験施工は埋戻材および施工機械が異なるごとに1回行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: small;">上部路床面たわみ量測定結果報告用紙</p> <p>工事名 _____ 締切機械 _____</p> <p>監督職員 _____ 埋戻材 _____</p> <p>現場代理人 _____ 平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">締切回数</th> <th colspan="3">たわみ量 (mm)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>回</th> <th>回</th> <th>回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 報告書は、試験施工が終了した後、速やかに監督職員に提出するものとする。</p> </div> <p>5. 施工後は、路床の最終検査を行う時に、管理設付近でのブルーフローリングを行うものとする。</p>	締切回数	たわみ量 (mm)			備 考	回	回	回	1回目					2回目					平均																															
締切回数	たわみ量 (mm)			備 考																																															
	回	回	回																																																
1回目																																																			
2回目																																																			
平均																																																			



## 出来形管理基準及び規格値(案)

現行 (令和4年版)	改定案 (令和5年版)
北海道開発局独自	北海道開発局独自
	<p>第11節 計測工</p> <p>10-6-11-1 A計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計測作業に先立ち、施工計画書を提出するものとする。</li> <li>2. 測定者は、知識と経験を有する技術者が計測期間中常駐して行うものとする。</li> <li>3. 計測データの処理・分析等における使用システムは受注者の任意とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(a) 坑内観察記録</li> <li>(b) 計測値データ</li> <li>(c) 内空変位経過図</li> </ol> </li> </ol>
	<p>10-6-11-1 B計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当計測が必要と判断された場合、第三者にて計測・解析を行うものとするが、計測機器類の設置について受注者が行う場合があるので、監督員と協議のこと。</li> </ol>